

第 22 期福島県内水面漁場管理委員会
第 2 回委員会議事録

- 1 日時 令和 7 年 7 月 30 日 (水) 11 時 00 分から 11 時 40 分まで
- 2 場所 福島県庁西庁舎 12 階 講堂 (福島市杉妻町 2 番 16 号)
- 3 出席者 (委員) 片山亜優 (会長)
熊田純道 (ウェブ参加)
穴澤敬子
猪俣昭夫 (ウェブ参加)
大堀一幸
武内佳之
中沢重一
石井弓美子 (ウェブ参加)
吉田真弓

(書記) 平川直人 (水産課主査)
寺本 航 (水産課主査)
伊藤裕子 (水産課副主査)

(県側) 平田豊彦 水産課長 (書記長)
佐久間徹 水産事務所長
渋谷武久 内水面水産試験場長
- 4 議事 (1) 議案
議案第 1 号 遊漁規則変更認可 (内共第 10 号) について (諮問)
議案第 2 号 遊漁規則変更認可 (内共第 20 号) について (諮問)

(2) 報告事項
ア 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 7 年度通常総会について (報告)
- 5 会議
(1) 開会
平川書記 定刻となりましたので、ただ今より第 22 期第 2 回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。
委員の出席状況を御報告いたします。
本日は委員 10 名中 9 名の御出席を予定しておりましたが、ウェブ参加の石井委員がまだログインされていないということで現在 8 名の御出席

をいただいております。

なお、熊田委員、猪俣委員におかれましては、ウェブで御参加となり、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。

よって、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、定員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 会長
挨拶
平川書記

はじめに、片山会長より御挨拶をお願いします。

片山会長

会議に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から14年が経ちました。これまでの間、漁業者と県の連携のもと、放射性物質のモニタリング検査に取り組み、一部の魚種で出荷制限が残っておりますが、多くの河川・湖沼で遊漁が可能になってきております。

2月に開催された委員会において、県内の遊漁者数の状況が令和3年以降は震災前の水準まで回復してきていると事務局より報告がありました。内水面漁業関係者が増殖事業を行うなど、たゆまぬ御努力により、魚が多く釣れる豊かな漁場が増え、内水面漁業の魅力が高まったものと深く感じております。

このような状況下で本委員会がますます重要な役割を担うこととなります。本委員会として、引き続き、内水面漁業の発展、振興に協力してまいります。

本日の委員会ですが、遊漁規則変更認可にかかる議案が2件、報告事項が1件予定されております。

委員の皆様から活発な御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

平川書記
(3) 議長
の選出
平川書記

ありがとうございました。

続きまして、議長を選出いたします。

委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長が会議を主宰することとなっておりますので、片山会長に議長をお願いしたいと思います。片山

会長、よろしくお願ひいたします。

(4) 議事
録署名人の
選出

片山会長

議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきます、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

片山会長

それでは、議事録署名人に穴澤委員と中沢委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(石井委員ウェブにて入室)

(5) 議案

片山会長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「遊漁規則変更認可(内共第10号)について(諮問)」を議題といたします。

本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明をお願ひいたします。

平田課長

はい、議長。

片山会長

お願ひいたします。

平田課長

水産課長の平田です。

議案第1号、遊漁規則変更認可(内共第10号)について説明いたします。

資料1ページをお開きください。

令和7年6月26日付け7生流第1326号で知事から貴委員会へ諮問しております。鮫川漁業協同組合から申請のありました内共第10号の遊漁規則の変更認可について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。

詳細につきましては、担当から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

寺本主査

はい、議長。

片山会長

お願ひいたします。

寺本主査

水産課の寺本です。遊漁規則変更認可（内共第 10 号）の内容について説明いたします。同じく資料 1 ページ、「2 遊漁規則変更の内容」を御覧ください。変更内容は禁止区域及び期間の変更です。

資料 2 ページ、新旧対照表をお開きください。

変更部分に線を引いております。第 5 条の第 1 項の禁止区域及び期間を変更しております。変更の概要としましては、投網が使用可能な区域及び期間の拡大となっております。なお、本変更につきましては、申請者の要望により令和 8 年 4 月 1 日から適用いたします。

資料 3 ページ、遊漁規則変更認可に係る審査一覧を御覧ください。

表の真ん中に変更理由を記載しております。

変更理由につきまして、近年、アユの産卵期が後退し、漁場に滞留する期間が長くなっているため、釣り場及び資源を有効利用し、集客増を図ることを目的として、禁止区域及び投網期間を変更しております。

一番下から 2 行目、遊漁を不当に制限しないものであるかの審査については、審査の結果、資料 4 ページに示す遊漁規則認可基準 1 の（1）を満たすことから「適」としております。なお、遊漁規則認可基準は、貴委員会に協議の上、県が定めたものでございます。

内共第 10 号鮫川漁業協同組合の遊漁規則変更認可についての説明は以上でございます。

なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則変更案に対して文書法規上の軽微な修正があった場合は県に一任いただきたいと思います。

御審議よろしく願いいたします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

中沢委員

はい。

片山会長

お願いいたします。

中沢委員

今回の変更では、区域と期間を延ばして遊漁者を増やすこととしております。期間については、改正前と改正後で記載のとおり延びたことが分かるのですが、区域については、地名のみの記載となっているため延びたのか分からない。禁漁区域を減らして、遊漁区域を増やしたということですが、具体的には、どの程度なのでしょうか。

寺本主査

はい、議長。

片山会長 お願いいたします。

寺本主査 水産課の寺本です。

区間につきましては、投網を使用できる区間を延ばしております。具体的には、高柴ダムから上流に7～8km程度までしか投網が使用できなかったところを、さらに10km上流まで延長し、投網が使用可能な区域を拡大しております。

片山会長 そのほかに御質問はございますか。

ほかに無いようですので、議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第10号）について」をお諮りいたします。

諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員5名中5名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手）

会場及びウェブで御参加の委員についても確認しました。

全会一致ですので、議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第10号）について」は諮問のとおり規則改正することに異議無い旨、答申することといたします。

なお、答申につきましては、5ページ、答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することといたします。

次に、議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第20号）について（諮問）」を議題といたします。本件について、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明をお願いいたします。

平田課長 はい、議長。

片山会長 お願いいたします。

平田課長 水産課の平田です。

議案第2号、遊漁規則変更認可（内共第20号）について説明いたします。

資料の6ページをお開きください。

令和7年6月19日付け7生流第1183号で知事から貴委員会へ諮問しております。南会東部非出資漁業協同組合から申請のあった内共第20号の遊漁規則の変更認可について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、

貴委員会の意見を求めるものです。

詳細につきましては、担当から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

寺本主査

はい、議長。

片山会長

お願いたします。

寺本主査

水産課、寺本です。

遊漁規則変更認可（内共第 20 号）の内容について説明いたします。

同じく資料 6 ページ、「2 遊漁規則変更の内容」を御覧ください。

変更内容は、遊漁料の変更、現場加算額の変更の 2 点です。

資料 7 ページ、新旧対照表をお開きください。

変更部分に線を引いております。第 7 条、表中の 1 日及び 1 年遊漁料、現場加算額を増額しております。本変更につきましては、附則のとおり、令和 8 年 1 月 1 日から適用いたします。

資料 8 ページ、遊漁規則変更認可に係る審査一覧を御覧ください。

表の真ん中に、変更理由を記載しております。

変更理由につきまして、平成 18 年度より遊漁料の値上げをしておらず、物価高騰により種苗費等の増殖経費が毎年増加していることから経営改善のための遊漁料及び現場加算額の値上げをする、としております。

一番下の、遊漁料の額が適当であるかの審査については、審査の結果、資料 4 ページに示す遊漁規則認可基準を満たすことから「適」としております。

ここで、別添資料としてお配りしております、A3 サイズの 1 枚紙、議案第 2 号関係資料を御覧ください。審査内容をより詳細に記載しております。

なお、漁業協同組合の収支等に係る内容も含まれているため、この資料は本日出席の皆様限りとしていただきますようお願いいたします。

資料の左側が遊漁規則認可基準に基づく審査内容の一覧であり、右側が具体的な実績値を記載しております。

「認可基準 1 遊漁を不当に制限しないものであること、組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること」につきましては、今回の変更におきまして、変更点はありませんので、審査の対象外となります。

「認可基準 2 遊漁料の額が妥当なものであること」のうち、「(1)遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、「ア 一般管理費の

経費節減」、「イ 増殖事業の適正化」、「ウ 組合費の完全徴収」、「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善が図られていることとされております。

これらの項目について、事業報告書及び申請書に添付されていた理由書等により審査しております。

「イ 増殖事業の適正化」につきましては、右に記載した表の一番上「増殖事業の適正化」に、直近2年における増殖量の目標及び実績をまとめております。

こい及びうぐいについては、両年ともに目標増殖量を達成してはりましたが、それ以外の魚種については、審査年度において目標増殖量の達成ができていない年度がございました。目標増殖量を達成できなかった主な要因としては、種苗不足により種苗の確保ができなかったこと、漁業権者の責めに帰する事由ではないことを確認しているため、審査結果は「適」としております。

「ウ 組合費の完全徴収」につきましては、右に記載した表のうち、上から二つ目の表のとおり、賦課金の徴収率が1であることから「適」としてしております。

「エ 遊漁料完全徴収のための方策」につきましては、認可申請書の添付書類により、関係各機関とより一層連携し、漁場専任監視員による見回りを全区域において行うとともに、ホームページ及び遊漁券取扱店において周知徹底を図ることにより、収益性の改善が見込まれるとしており、「適」としてしております。

「(2)増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること」につきましては、過去2年間の事業報告書から増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていることを確認し、「適」としてしております。

「(3)同種漁業につき、現場加算額を除く遊漁料の額が次の範囲にあること」につきましては、遊漁料が組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下であることが条件となっております。

なお、ここでいう組合費は賦課金と行使料を合算した額となります。

右の表「同種漁業の組合費」とその下の「値上げ率」でまとめておりますとおり、遊漁料が組合費の130%以下であり、かつ、値上げ率が150%以下でありましたので、「適」としてしております。

「(4)の1日利用料金が設けられていること」につきましては、設けられておりますので、「適」でございます。

「(5)の1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること」につきましては、1日利用料金が年利用基本額の25%以下でありましたので、「適」としてしております。

なお、ここでいう年利用料金基本額とは、組合費の130%の額のことで
す。

「(6)現場加算額の増額改定は、「2(1)イ 増殖事業の適性化」及び
「エ 遊漁料完全徴収のための方策」の改善を行ったうえでも、なお必要
とされる場合であること」につきましては、適正量の放流、監視員の見回
り強化等により遊漁料完全徴収を図っていますが、それでもなお物価
高騰により増殖経費の増大がみられますので、審査結果は「適」としてお
ります。

最後に、「(7)現場加算額は、1日利用料金を上回るものでないこと」
につきまして、現場加算額は1日利用料金と同額であり、「適」としてお
ります。

以上が審査内容でございます。いずれの項目も審査結果は「適」であり
ました。

内共第20号南会東部非出資漁業協同組合の遊漁規則変更認可について
の説明は以上でございます。

なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則変更案に対して文書法規上の
軽微な修正があった場合は、県に一任いただきたいと思えます。

御審議よろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員から御質問、御意見は
ございますか。

無いようですので、議案第2号遊漁規則変更認可（内共第20号）につ
いてをお諮りいたします。

諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙
手をお願いいたします。

（委員5名中5名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手）

会場及びウェブで御参加の委員についても確認しました。

全会一致ですので、議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第20号）に
ついて」は諮問のとおり規則改正することに異議無い旨、答申することと
いたします。

なお、答申につきましては、9ページ、答申文案の記の欄に「諮問のと
おり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとい
たします。

(6) 報告
事項

片山会長

それでは続きまして、報告事項に移ります。

報告事項ア「全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度通常総会について」、事務局より報告をお願いいたします。

寺本書記

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

寺本書記

書記の寺本です。報告事項アの全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度通常総会について御説明いたします。

資料の10ページを御覧ください。今年度の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会は、5月30日に東京都で開催され、会長と事務局から私が出席いたしました。

資料11ページの通常総会次第を御覧ください。今年度は、議事として第1号議案から第4号議案が提出され、全ての議案が原案のとおり承認されました。資料12ページから15ページまでは令和6年度事業報告書、16ページから18ページまでは令和7年度事業計画書となっております。後ほど御確認いただければと思います。

資料の19ページを御覧ください。令和7年度中央省庁への提案書案を示してあります。提案項目は31ページまで、昨年度同様7つの項目があります。1 外来魚対策について、2 鳥類による食害対策について、3 魚病対策について、4 河川湖沼環境の保全及び啓発について、5 放射性物質による汚染対策について、6 ウナギの資源回復について、7 内水面漁場管理委員会制度についてです。これら提案について、中央省庁に提案することが可決されております。

時間の都合上、詳細について省略させていただきますが、前年度と提案内容を変更した部分及び追加した部分に下線が引かれておりますので、後ほど御参照ください。

資料の32ページを御覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会の役員改選が行われ、会長理事に鹿児島県、副会長に岩手県、三重県、長崎県、理事に本件の片山会長を含む5名が新たに就任しました。また、片山会長は、表彰選考委員会の委員を兼ねることとなります。なお、任期は4年間となっております。

以上で報告事項アの説明を終わります。

片山会長

ありがとうございました。

御案内しておりました議事は全て終了いたしました。そのほか何かありますでしょうか。

大堀委員

はい。

片山会長

お願いします。

大堀委員

今回の議案第2号と同様、檜原漁協も30年近く遊漁料の値上げがされていない状態が続いているのですが、檜原漁協では遊漁規則の認可基準を全て満たさない状態になっております。

資材、人件費が高騰している中で、売上げが過去2年連続赤字にならないと変更できないという規定の中では少し無理があります。この先、環境の変化に伴って湖に氷が張らない状態が続くと、経営が悪い状況になってからではないと遊漁料の値上げができない状態では漁協経営が苦しくなってしまうので、その前にこの基準を見直していただくことが可能かどうか、お願いしたいです。

片山会長

ありがとうございます。

これに関して事務局から回答をお願いいたします。

平田課長

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

平田課長

水産課の平田です。

今の大堀委員からのお話ですけれども、まず、遊漁規則の認可基準について、概要から御説明させていただきたいと思います。

この認可基準については、漁業法第170条第5項に基づいて、都道府県知事は、遊漁規則の内容が「遊漁を不当に制限するものではないこと」、それから「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」に該当する場合、遊漁規則を認可することとなっております。

これを具現化するというところで行政手続法によりまして都道府県が審査基準を定めることとなっております。先程、寺本から説明があったような認可基準が定められております。

この遊漁規則の認可基準、それから遊漁規則の認可基準の細則ともに、内水面漁場管理委員会に協議し、その上で定めているものとなっております。その中でも特に大堀委員のおっしゃった部分は、遊漁料に関する部分になるかと思っております。遊漁料の考え方としては、漁業権者の権利の制約、

要は漁業権者が遊漁者の権利を制約されるということで、それに対して漁業権者がとる受忍料という性質で徴収するものとなっております。

このため、どうしても水産動植物の増殖ですとか漁場の管理に係る費用の額に対して妥当なものでなければならないというような内容となっております。これについてまず御理解願いたいと思います。

その上で、現行の基準の中で、具体的にどのような不都合が生じているか、どのような対策が必要になっているかについては、漁協さんの状況を個別に御相談いただければ、その中でどういったことができるかについて相談に乗りたいと思います。

遊漁規則の基準については、個別の問題というよりも全体の問題として、どう解決を図れるかまで検討した上で、改定が必要になるものと思いますので、まずこの基準の中で対応できる部分で対応させていただきたいと思います。

大堀委員 これ（遊漁規則認可基準細則）は、平成5年の規定ですけども30年以上経っていて、この規定は一生このままいくものなののでしょうか。

平田課長 はい、議長。

片山会長 お願いいたします。

平田課長 これは一生いくものではないです。

ただどうしても法律の概念的な部分、先程、私が御説明しましたが、これにやっぱり合致した形で基準は設けていかなければならないということで、例えば、大堀委員がおっしゃっている物価高騰により、どういった部分にお金がかかっていて、それが増殖とか何かに関係する部分なのかどうか、そういう部分も含めて県と個別に検討が必要かと思えます。

まず基準を改定するというよりは、経営的な部分、あるいは増殖に要する経費の部分がどういうところにかかっていて、それがどの程度経営に対して影響を与えているかという部分も、個別に見ながらということになります。

基準は変えませんということではなく、まずそこを見た上でということになりますので、御了承ください。

片山会長 どうでしょうか。

ほかの漁協さんでも同じようなことが、これから出てくる可能性はいっぱいあるのかなと私も思うところです。

大堀委員 金額的に漁協でいうと、日券が700円って、全国的にも、最低限度でや

らせていただいているんですね。ほかを見ると、全国平均でも多分 1000 円ぐらいが妥当だと思うのですが、それを 30 年以上ずっと続けている。その中で販売店さんとかに売っていただいた委託料を漁協が補っていくとなると、やっぱりマイナスになってくると、今後の現場券ですか。現場釣り券を当日買わないでやっている方の監視もやっているのですが、ルールとかマナーに対する現場券のペナルティ的なものも考えてのあれだったんですけども。

片山会長

まずは個別に今どういう状況にあるのかっていうところを御相談いただきたいと思います。

大堀委員

何年も前から言っていることですが、改善されていないというか改善できない中身であるので、それをどうしてったらいいかなっていうのは、何年も前から御相談させていただいている案件ではあるんです。

片山会長

もう一度、どういう対応ができるのかっていうのを、何か示していただけたらと思うので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかには。

はい、中沢委員、お願いいたします。

中沢委員

通常総会議案書 14 ページ (7) の研修会の中で、「赤字にならない！アユ漁場づくり」、「放流に頼らない増殖」という講義があり、非常に興味深い講義の内容だったのかなと思いました。それぞれの工夫やらヒントを各漁協に水平展開、共有できれば、どこの漁協も苦しい中でやっていくと思うので、参考になればいいのかなと思いました。

あともう一つ、20 ページ「外来魚対策について」の趣旨を読んでみると新たな外来生物の侵入ということで、具体的には、ページ下のほうでコウライオヤニラミっていう聞きなれない言葉ですが、今どういった分布域か、どんなところでこのような外来魚が確認されたのか、何か情報あれば教えていただきたいです。

寺本書記

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

寺本書記

書記の寺本です。

まず、通常総会議案書 14 ページの方ですが、こちらの会議の内容について手元に情報がない状況です。情報を収集して、皆様に情報共有したい

と思いますので、よろしくお願ひします。

中沢委員

いろいろ発表には制限があると思うので、ヒントとか工夫の部分、情報を流せる部分で結構ですが、そういったところを見られればなということでした。

寺本書記

もう1点の20ページ「外来魚対策について」のコウライオヤニラミですが、会議の場では特段議論はありませんでした。国内では、都城市で2017年に確認と、九州の方に分布の中心があるものと認識しております。

ただ今の状況ですので北上もしているのかなと思いますので、こちらについても分かるようであれば、もう少し細かく調べて情報共有できるようにしたいと思います。

中沢委員

遊漁の対象の魚だと困りますけどもね。なかなか海を渡ってこないと思うので、勝手には。分かりましたありがとうございます。

片山会長

ほかにはいかがでしょうか。

無いようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

(7) 閉会

平川書記

御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第22期第2回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和7年7月30日

会 長

片山 亜優



議事録署名人

沢澤 敬子



議事録署名人

中沢 重一



卷之四

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

